

合併協議会だより

第2号

発行：阿智村・清内路村合併協議会 〒395-0303 下伊那郡阿智村駒場483番地 阿智村役場内
 電話 0265-43-2220 FAX 0265-43-3940 ホームページ：http://amalgama.seinaiji.jp/



第5回新しい村づくり会議
 (7月8日 阿智村役場)

**「新しい村づくり計画」素案が完成
 合併協議会での検討始まる**
 新しい村づくり会議での議論が終結

7月8日に開催された新しい村づくり会議において、「阿智村清内路村新しい村づくり計画(合併市町村基本計画)」素案の最終的な取りまとめが行われました。14日の合併協議会ではこの素案の報告が行われ、次回の第3回合併協議会で議論・決定していくこととなりました。今後、合併協議会では県との協議を並行して行い、最終的な計画の策定を行います。

新しい村づくり会議

両村の住民代表10名ずつで構成される「新しい村づくり会議」では、3月の発足以降5回の会議を重ね、「新しい村づくり計画」の取りまとめを行ってきました。

会議は、各委員が新村のすがたや村づくり等について自分の考えを自由に述べあう形で進められ、人口増対策など重要な課題については時間をかけて議論し、合併後の新

い阿智村のイメージを固めてきました。

会議で実際に話し合われた事項は、自治会活動や住民と行政の協働、観光や農業による振興施策、両村で課題となっている人口増加対策、清内路村の自然や伝統文化をどう活かしていくかなど多岐にわたります。

6月以降の会議では、実質的な計画案の作成が進められ、阿智村と浪合村の合併時に策定された新村建設計画と、この春に策定された阿智村第5

新しい村づくり会議 開催状況

開催日・開催回数	主な協議・検討内容
3月15日 第1回	全体的な説明、自治会活動、少子化対策等について
5月14日 第2回	中学校の後利用、清内路村の地域資源等について
6月11日 第3回	人口増加対策、新しい村づくり計画案について
6月26日 第4回	新しい村づくり計画案、新村づくりの目標(新村の将来像)について
7月8日 第5回	新村づくりの目標の決定、新しい村づくり計画案の最終確認について

次総合計画を基本に、清内路を含めた新しい村づくりのあり方を取り入れる形で策定作業が進められました。

最後の会議となった7月8日には、計画全体のイメージとなる「新村の将来像」について、集中的に話し合いが行われました。その結果、「歴史・伝統・文化 地域の宝を活かして 住民がつくるぬくもりの村」を新しい村の将来の姿を表すキャッチフレーズとすることが決まりました。

合併協議会でも議論

新しい村づくり会議で取りまとめられた計画素案は、14日に開催された第2回合併協議会において報告されました。

協議会では、素案の大きな構成などについて了承した上で、次回の第3回合併協議会で、あらためて内容を確認することとなりました。

今後、県との協議を経て、最終的に「阿智村・清内路村新しい村づくり計画（合併市町村基本計画）」として策定され、総務大臣と長野県知事に送付されます。

計画の主な内容

基本理念

住民一人ひとりの人生の質を高められる、持続可能な村づくり

重点施策

- ① 魅力とぬくもりあふれる、質の高い観光業をプラットフォームにした産業の振興（観光資源の活用と連携、都市との交流、産業の振興）
- ② 経済が活性化し豊かな村づくりのために
- ③ 経済が活性化し豊かな村づくりのために
- ④ ふるさとを担う人づくり（教育・文化の振興、福祉・保健・医療の充実）
- ⑤ 子供から高齢者まで誰もが安心して暮らせる村づくりのために
- ⑥ 住民主体の持続可能な村づくり（集落の維持、自治組織の振興、行政の効率的運営）
- ⑦ 住民一人ひとりが参画する活力ある村づくりのために

清内路地区の位置付け

- ① 特色ある住民自治組織活動の実践地区
- ② 歴史・文化・伝統の発信拠点地区
- ③ ぬくもりのある交流促進地区

事務事業一元化協議が進む

第2回阿智村・清内路村合併協議会を開催

7月14日に阿智村役場で開催された2回目の合併協議会では、任意合併協議会で合意された135項目の事務事業一元化協議結果を基に、両村の行政サービスや住民負担などのうち、さらに確認や調整が必要な項目についての協議が行われました。

それらのうち、主な協議項目のいくつかを紹介します。

財産（山林等）の取扱い

任意合併協議会では、両村の財産のうち山林については、「清内路村の村有林は阿智村に引き継ぎ、その一部区有林等については清内路地区の財産とする」としていました。

今回の合併協議会では、清内路村の詳細な山林の状況が示され、それらのうち、区会との取り決めのある一部山林については、清内路村内であるため取扱いを検討することなどが話し合われました。また、山林以外にも清内路

村の所有する施設や基金などの財産についても確認が行われています。

情報基盤整備の取扱い・消防防災関係事業

今年度清内路村で国の補助

金を受けて実施される情報基盤整備事業（光ファイバー網整備によるケーブルテレビとインターネット接続サービス）について、合併を踏まえて進めていくことの確認や、防災無線の取扱いに係る清内路村のオフトークの取扱いについて協議が行われました。

手づくり花火保存伝承補助金の取扱い

清内路村伝統の手づくり花火の保存を目的とした補助金については、従来とおり「手づくり花火保存伝承基金」（1億円）の運用益を活用し、継続していくことが確認されました。

事務事業の一元化協議については、次回の合併協議会の中でも、継続して協議される予定です。



第2回合併協議会（7月14日 阿智村役場）

市町村合併に向けた国・県の支援

合併を行う市町村に対して、国と県は様々な支援の方策を定めています。
6月16日に開催された第1回合併協議会では、この支援内容についての説明が行われました。
財政的な支援などを中心に、主な支援内容をご紹介します。

1 国の主な支援

支援項目	内 容
合併推進債	都道府県の構想に位置付けられた構想対象市町村及び合併市町村が行う事業に対して合併推進債を充当（充当率90%）することができ、元利償還金の40%（市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業については50%）を交付税措置。 （事業例） 旧市町村相互間の道路・橋梁、トンネル等、電算システムの統合、地域イントラネット、本庁舎等、消防防災施設、火葬場・斎場、子育て支援施設等、保育園、その他特に必要と認められる事業
普通交付税の算定の特例（合併算定替）	平成17年度又は平成18年度に合併した場合は合併後9ヵ年度、平成19年度又は平成20年度に合併した場合は合併後7ヵ年度、平成21年度に合併した場合は合併後5ヵ年度は合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を全額保障し、その後5ヵ年度激変緩和措置を講ずる。
合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置	行政の一体化に要する経費、行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費を普通交付税で措置する。
合併支援のための公債費負担の格差是正に係る特別交付税措置	合併市町村における旧市町村間の公債費負担の平準化を図るため、公債費負担の格差是正のために要する経費に対して特別交付税措置を講ずる。
合併準備経費に対する特別交付税措置	合併協議会への負担金、合併前に要する電算システム統一等の合併準備経費及び合併移行経費について特別交付税措置を講ずる。

2 長野県の主な支援

合併に関する助言・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 合併の手続きや合併前に必要となる各種計画の策定、改正等に係る助言等を行う。 地域自治組織の運営に関し助言や情報提供を行うなど合併市町村の取組を支援する。 										
合併市町村基本計画の作成支援・実施に係る県の支援等	<ul style="list-style-type: none"> 合併市町村基本計画の作成や財政計画の作成に係る必要な情報提供や助言等を行う。 合併市町村基本計画に基づき実施する事業に対し、必要な助言や情報提供等を行うとともに、県が実施する事業について積極的に推進する。 										
人的支援	<ul style="list-style-type: none"> 法定合併協議会に対し、関係市町村からの要請に応じ県職員が参加する。 関係市町村からの要請に応じ法定合併協議会事務局等への県職員の派遣や、市町村職員の受入れ等を行う。 合併市町村からの要請に応じ県職員の派遣や市町村職員の受入れ等を行う。 										
財政的支援	<ul style="list-style-type: none"> 特別交付税による支援 合併準備及び合併移行のために生じる経費のうち、国が算定した所要額により配分した額を除く経費の一部について特別交付税を措置する。 合併年度及びその後の2年間につき補正係数の割増による措置を行う。 新市町村合併特例交付金による支援 新しいまちづくりを支援するため、新市町村合併特例交付金を交付する。 交付限度額：2億円+1億円×（関係市町村数-2） 上限5億円 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>合併関係市町村数</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付金の総額</td> <td>2億円</td> <td>3億円</td> <td>4億円</td> <td>5億円</td> </tr> </tbody> </table>	合併関係市町村数	2	3	4	5以上	交付金の総額	2億円	3億円	4億円	5億円
合併関係市町村数	2	3	4	5以上							
交付金の総額	2億円	3億円	4億円	5億円							
施策分野別の支援	<ul style="list-style-type: none"> 国の新支援プランの活用 県の施策分野別支援 （例：エリア10観光振興プロジェクト事業、市町村合併支援道路整備事業など） 										

県合併審議会が 合併構想策定の答申

7月4日に長野県庁で「第5回長野県市町村合併審議会」が開催され、村井知事が阿智村・清内路村を対象とした合併構想案を諮問しました。これは、6月23日に両村の村長と議会議長が県庁を訪れ村井知事に提出した合併構想策定の申入れを受けて行われたものです。

諮問にあたって村井知事は「阿智村と清内路村の合併は、合併新法下では県内で初めてのケースとなるので、県としてもできるだけだけの支援をしていきたい」とあいさつしました。

審議会では、両村の合併を前向きに受けとめる認識で一致し、阿智村と清内路村の組み合わせを示した合併構想案を妥当とする答申を、村井知事に提出しました。

合併構想案は現在、県のホームページで公開されており、今後、県民などからの意見公募を経て、8月中を目途に正式決定される予定です。

合併構想が策定されると、3ページで紹介したような国

と県の合併支援施策を受けることができるようになります。

両村職員の顔合わせ・分科会を開催

7月3日には、阿智村役場で両村の職員が一堂に会し、顔合わせと合併に伴う事務事業の調整について打合せを行いました。

これまでも隣村同士ということもあり、役場職員もお互いに連携しながら業務を進めてきています。また、合併協議にあたって必要に応じて各担当者間で調整を進めていた部分もありましたが、全体的な会議が行われるのは、今回が初めての機会となりました。

会議には、阿智村と清内路村の職員約50名が出席し、自己紹介に続いて、合併に伴い今後調整が必要となる事項の確認が行われました。冒頭、合併協議会幹事長である阿智村の佐々木統括参事から、「両村の担当者は合併協議会事務局と連携を密にし、合併後になつて「協議もれ」ができるようなことのないようしっかりと検討するように」とあいさつがありました。

今後のスケジュール

日程	会議・内容等
20年7月	○新しい村づくり計画 県事前協議
8月	○新しい村づくり計画 県事前協議回答 ○第3回合併協議会 ○新しい村づくり計画 県正式協議 ○新しい村づくり計画 県正式協議回答
9月	○第4回合併協議会 ○合併協定調印 ○9月議会 両村合併議決 ○県へ合併申請
12月	○12月県議会 廃置分合議決
21年1月	○県が総務省に廃置分合の届出
2月	○官報告示
3月	○合併 新村誕生

※会議の開催時期等は目安であり、今後変更となる場合があります。

会議の後半は総務、振興、民生、教育の各分野に分かれ、これまでの合併協議会での協議事項を基に担当者同士が細かな事務事業における、両村の取扱いの違いや調整の方法などについて話し合いを行いました。

新しい村づくり会議での検討が終わり、合併後の新しい阿智村の姿が次第に明確になってきました。合併協議会も第2回が行なわれ、実質的な議論が進められています。県では合併構想の策定に向けた手続きが進む一方、両村の担当職員間でも、事務のすり合わせが急ピッチで行われ

事務局からの お知らせ

るなど、梅雨が明け、暑い夏を迎えるのに合わせるように、合併に向けた動きも本格化しています。

今回の「合併協議会たより」では、国と県の合併支援策を紹介しました。行政用語が多く、分かりにくい部分もあろうかと思いますが、もつとよく知りたい点などがありましたら、どうぞお気軽に、合併協議会事務局までご連絡ください。

阿智村・清内路村合併協議会事務局

所在地 〒395-0303
長野県下伊那郡阿智村駒場483番地
阿智村役場内
連絡等 電話 0265-43-2220(内線270)
FAX 0265-43-3940
ホームページアドレス <http://amalgama.seinaiji.jp/>